

税金は期限内に納めましょう

■税金の納付

税金の納期限内納付にご協力いただきありがとうございます。

市税は、みなさんの生活に欠かすことのできない市民サービスの原資となる大切な自主財源であり、定められた納期限までに自主的に納めていただくものです。税金の納付は、口座振替が便利です。「忙しくてついうっかり…」「納め忘れはないかしら？」という心配がありません。また、土日や深夜に納める場合はコンビニで納付できます。

◇各年度（現年度分）の収納状況

単位：%

年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
市税	98.8	98.7	98.7	98.5
国民健康保険税	95.6	94.9	94.5	94.3

■延滞金と差押

税金を納期限までに納めなかった場合、滞納者の意思に関係なく、延滞金がかかります。延滞金を計算する際の利率はかなり高いものとなっており、たとえうっかり忘れであっても延滞金がかかりますし、思いもよらない高額になることもあります。

市税を滞納することは財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。そして、何よりも、納期限内に税金をきちんと納付していただいている大多数の納税義務者との公平性を欠くこととなります。このため、市では、納付できるのに納付しない悪質な滞納者に対し、財産の差押などの滞納処分を実施しています。差押の対象となるものは、給与、預金、生命保険、不動産などがあります。また、滞納者宅等の捜索を行い、動産の差押も実施しています。

※動産とは、捜索により差し押えた電化製品、貴金属、陶器、お酒などの物品類です。

■捜索

捜索とは、財産調査等により滞納者の財産が発見できない場合に、予告なしに滞納者宅等に入り、立会人を選定した上で、差し押えるべき財産を探すことをいいます。

滞納処分のための捜索に関しては犯罪捜査ではないため令状は必要なく、相手の意思に関わりなく行うことができます。指定期日までに滞納している市税の全額納付がない場合は差し押えた動産について公売を行い、換価した金額を滞納分に充当します。

◇捜索状況

年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
捜索件数（件）	2	3	1	2
動産差押数（点）	40	27	11	19
換価金額（円）	179,971	63,266	44,092	113,581

■納税相談

法律により、税金はすべての債務（借金を含む）より優先します。病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納めることが困難な人や、滞納税が一括で納付できない人は、そのまま放置せず、必ず徴収対策室にご相談ください。

納め忘れがないか、いま一度ご確認ください、
税金の納付をよろしくお願ひします。

